

後期高齢者医療からのお知らせ

12月2日をもって、被保険者証の新規発行が終了します。令和7年7月31日までは、新たに後期高齢者医療制度に加入する人については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、はがきサイズの「資格確認書」が送付されます。



既に後期高齢者医療に加入している人
12月1日までに制度に加入し、被保険者証をお持ちの人は左図の青枠の有効期限まで使用できます。紛失や破損した場合は、健康福祉課窓口で申請すれば、令和7年7月31日まではマイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が発行されます。



後期高齢者医療の資格確認書

- ・資格確認書は**はがきサイズ**です。
- ・有効期限は令和7年7月31日までです。
- ・現在の被保険者証の資格情報に加えて、高額療養費限度区分などの情報が記載されます。※新たに制度に加入した人などで、高額療養費限度区

分などの記載がない人については、健康福祉課で申請が必要です。

- ・医療機関などの受付窓口で提示していただくことで被保険者証と同様に受診などが可能です。

問 健康福祉課 ☎32-1105

国民健康保険からのお知らせ

12月2日をもって、被保険者証の新規発行が終了します。12月2日以降に新たに国民健康保険に加入する人のうち、マイナ保険証の登録をしていない人にはカードサイズの「資格確認書」が、マイナ保険証の登録をした人にはA4サイズの「資格情報のお知らせ」が交付されます。

なお、12月1日までに制度に加入し、被保険者証をお持ちの人については、被保険者証に記載の期限まで使用することができますが、紛失や破損した場合に住民環境課窓口で申請すると資格確認書もしくは資格情報のお知らせが交付されます。

また、保険税の滞納により給付に制限を受けている被保険者は、資格確認書などの代わりに事前に「特別療養費などの支給に係る事前通知」が送付され、その後「資格確認書(特別療養費)」が交付されます。この通知を受け取った対象者は、受診する際に医療機関などの窓口で医療費を全額支払う必要があります。その後住民環境課窓口で申請を行うと、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。

国民健康保険の資格確認書

- ・資格確認書は**カードサイズ**です。
- ・有効期限は原則令和7年7月31日までです。(70歳の誕生日を令和7年7月までに迎える人のうち、1日生まれの人はその月から、それ以外の人は月末までが有効期限となります) 期限が近付くと住民環境課よりマイナ保険証の登録をしていない人へ資格確認書が送付されます。
- ・医療機関などの受付窓口で提示していただくことで、これまでの被保険者証と同様に受診が可能です。

資格情報のお知らせ

- ・資格情報のお知らせは**A4サイズ**です。
- ・有効期限は原則令和7年7月31日までです。(70歳の誕生日を令和7年7月までに迎える人のうち、1日生まれの人はその月から、それ以外の人は月末までが有効期限となります) 期限が近付くと住民環境課よりマイナ保険証の登録をしている人へ資格情報のお知らせが送付されます。
- ・資格情報のお知らせは自身の負担割合などの資格情報を確認するもので、資格情報のお知らせのみを医療機関などの受付窓口で提示しても保険診療を受けることはできません。マイナ保険証を窓口で提示してご利用ください。
- ・機器トラブルなどによりマイナ保険証が読み取れない場合は、資格情報のお知らせとマイナ保険証と合わせて提示することで受診が可能です。

問 住民環境課 ☎32-1104

マイナ保険証をご利用ください！

マイナ保険証を利用すると、**医療費の自己負担額が安くなる、申請をしなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除される、処方・調合されたお薬情報をマイナポータルで確認できる**などのメリットがあります。ぜひこの機会にマイナ保険証を作りましょう。

○マイナ保険証の電子証明書の有効期限に注意しましょう！

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には**有効期限**があります。有効期限が過ぎた場合はマイナ保険証が使えなくなりますので、住民環境課で更新手続きを行ってください。

問 住民環境課 ☎32-1104